

第 7 章 第三者加害事案

1 第三者加害事案の概要

(1) 第三者加害事案とは

第三者の加害行為によって発生し、第三者に損害賠償責任がある公務災害・通勤災害のことを「第三者加害事案」といいます。具体的には次のようなケースが該当します。

- 交通事故（被災職員の過失の有無に関わらず、相手方に過失がある場合）
- 相手方から暴行を受けた場合
- 飼い犬に咬まれた場合（飼い主が相当の注意をもって管理していた場合を除く。）など

(2) 第三者とは

公務上の災害又は通勤による災害の原因となった事故に関して、被災職員又はその遺族に対して民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者を「第三者」といいます。（被災職員、その所属する地方公共団体、基金は除く。）

直接災害の原因をなした加害者自身がこれにあたるのが一般的ですが、その他にも加害者の使用者や運行供用者などの者も同時に第三者となる場合もあります。その場合には複数の債務者が連帯して損害賠償の義務を負うこととなり、第三者が複数いることも少なくありません。

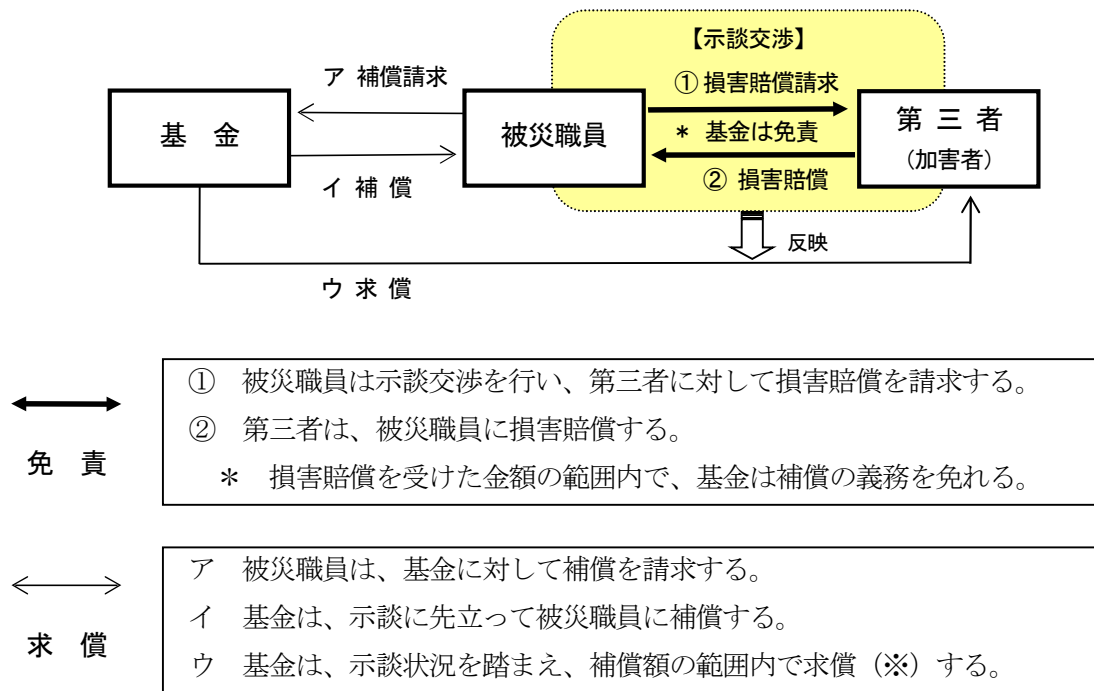
このような被災職員以外の者が関与して発生した事案については、次に掲げる要件に照らして、「第三者加害事案」に該当するか否かを検討することになります。

主な第三者の種類	第三者加害事案に該当するための主な要件
ア 一般的不法行為者 〔民法 709 条〕	(ア) 責任能力のある者の故意又は過失による行為があったこと。 (イ) 被災職員の権利又は利益が侵害されたこと。 (ウ) 被災職員に損害（人身損害）が生じたこと。 (エ) 加害行為と損害との間に因果関係があること。
イ 責任無能力者の監督者、代理監督者 〔民法 714 条〕	(ア) 責任弁識能力のない未成年者（通常 12 歳くらいまで）や心身喪失者が不法行為を行ったこと。 (イ) 監督義務を怠らなかったことを監督者が立証できないこと。
ウ 使用者、代理監督者 〔民法 715 条〕	(ア) 加害者（被用者）と使用者との間に使用関係があること (イ) 事業の執行についての加害行為であること。 (ウ) 加害者に一般的不法行為責任が成立すること。 (エ) 加害者（被用者）の選任や事業の監督につき相当の注意をしたことを使用者又は代理監督者が立証できないこと。
エ 動物の占有者、保管者 〔民法 718 条〕	(ア) 動物が被災職員に損害（人身損害）を与えたこと。 (イ) 動物の行動と損害の発生との間に因果関係があること。 (ウ) 動物の種類及び性質に従い、相当の注意をもってその保管をしたことを、占有者又は保管者が立証できないこと。
オ 自動車の運行供用者 〔自賠法 3 条〕	自己のために自動車の運行の用に供するもののことで、その車の運行を支配し、かつ、その運行による利益が自己に帰属する者をいいます。 具体的には、自家用車の所有者、タクシー、トラック等を所有する運送会社、下請業者が起こした事故の元請業者、レンタカー会社、リース会社の借主、整備のために預かった整備業者などがあたる。

(3) 求償・免責

第三者加害事案においては、第三者（加害者）の民法上の損害賠償責任を具体化しながら、被災職員が第三者からの損害賠償と基金による補償を重複して受けることがないように、調整する必要があります。

この調整の方法としては、「求償」と「免責」の方法があります。



※ 基金が被災職員の損害賠償請求権を代位取得し、第三者に請求すること。

(4) 災害補償の方法

第三者加害事案について、被災職員等はその損害を補填される方法としては、(3)で述べたとおり、基金による補償と第三者による損害賠償とがあります。このいずれかを先に行うかという観点から、災害補償の方法にも「示談先行」と「補償先行」があり、いずれにするかは、支部の助言を基に、被災職員が選択することとしています。

なお、当支部では、次に該当する場合には補償先行とするよう助言をしています。

- ① 被災職員の過失が大きく、第三者の任意保険会社から治療費の補償が受けられない場合
- ② 第三者との示談がまとまらないなど、第三者から損害賠償を受けることが困難な事情がある場合
- ③ 第三者に賠償能力がない場合
- ④ 第三者が特定できない、又はその所在が不明の場合
- ⑤ 同僚職員の職務行為によって当該災害が発生した場合（自賠償に求償できる場合のみ）

第三者加害事案については、多くの場合、補償の対象外である慰謝料・物件損害（83 ページ参照）や過失割合について、当事者間での折衝（示談交渉）が不可欠となることから、補償先行、示談先行のいずれを選択しても、被災職員が主体的に取り組む必要があります。

2 第三者加害事案に係る手続

第三者加害事案の場合には、通常の認定・補償の手続に加えて、認定請求時及び示談成立時に次の手続が必要になります。

● 認定請求時

通常の添付書類に加えて、次の書類を整備して提出してください。

(示談先行・補償先行共通)

- 第三者加害報告書
【様式】 P. 44～46 【記載例】 P. 45～47
- 念書（兼同意書）
【様式】 P. 48 【記載例】 P. 49
- 《交通事故の場合は次の書類を添付》
- 事故発生状況報告書
【様式】 P. 47 【記載例】 P. 48
- 交通事故証明書（**人身事故**）の原本
所属又は保険会社の原本証明があるもの
写しでも可
- 運転免許証の写し ※本籍欄は不要
・被災職員が運転 → 被災職員のもの

+

(補償先行の場合)

- 補償先行申出書
【様式】 P. 49 【記載例】 P. 50
- 確約書（又は確約書不提出の理由書）
【様式】 P. 50 (P. 51)
【記載例】 P. 51 (P. 52)
- 交渉経過報告書〔確約書不提出の場合〕
【様式】 P. 52 【記載例】 P. 53
- 損害賠償義務者に関する調書
〔確約書不提出の場合〕
【様式】 P. 53 【記載例】 P. 54

● 示談成立時

示談が成立し、第三者から支払いを受ける損害賠償額が確定したときは、「損害賠償の受領報告書」（【様式】 P. 54 【記載例】 P. 55）に示談書（免責証書）の写しを添付して提出してください。（所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。）

交通事故が発生した場合、道路交通法の規定により警察への報告が義務付けられています。自損事故や自転車の事故の場合にも報告し、交通事故証明書の交付が受けられるようにしてください。

なお、物損事故の交通事故証明書では補償事由（負傷）が発生したことの裏付けになりませんので、必ず**人身事故の交通事故証明書**を添付してください。

3 示談について

示談とは、損害賠償額やその支払方法などについて、当事者双方が話し合いにより解決することであり、法律上は民法第 695 条の和解契約に当たります。

口頭による確認であっても示談とみなされる場合があります、いったん示談が成立すると特別な場合を除いてやり直しがききません。また、基金としても、示談内容を踏まえて求償や免責の手続を行う必要がありますので、第三者加害事案に係る示談に当たっては、次の点に留意して慎重に交渉を行ってください。

示談交渉を行うのはあくまでも被災職員本人（基金ではありません）ですが、所属・任命権者においては、留意事項を踏まえて適切な示談交渉ができるよう、被災職員に指導・助言をしてください。また、示談内容については事前に基金に協議してください。

示談に当たっての留意事項

1 一般的事項

- ① 災害発生現場では、「治療費は基金から支払われるので要らない」や「こちらが悪いので…」など請求権や過失割合に影響を及ぼす発言はせず、後ほど話し合いを持つ旨を伝えること。
- ② 示談交渉に当たり、第三者に白紙委任状を絶対に渡さないこと。
- ③ 示談の材料となる事実関係資料（事故現場の写真、現場見取図、治療費の領収書、交渉記録、過失割合資料など）を、事故直後から十分収集すること。（なお、交通事故の過失割合は、通常「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（別冊判例タイムズNo.38、全訂 5 版）が参考とされている。）
- ④ 相手方や相手方保険会社からの連絡を待つのではなく、被災職員側から積極的に損害賠償義務者やその交渉窓口を確認し、その者と示談交渉を行うこと。
損害賠償義務者が複数ある場合には、交渉能力のある者を選んで交渉すること。
- ⑤ 代理人と交渉する場合は、代理権の有無や範囲を確認し、代理権のない者や示談屋とは交渉しないこと。
- ⑥ 交渉したときには、些細な事項でも記録に残しておくこと。（日時、場所、内容、相手方氏名等）
- ⑦ 治療費等を自分が支払った場合には、必ず記帳し、領収書を取っておくこと。
- ⑧ 必要に応じて時効中断の措置をとること。（不法行為に基づく損害賠償請求権や自賠責保険への被害者請求権は災害発生時から 3 年で消滅時効となる。）

2 示談締結の時期

- 最終的な示談締結は、傷病が治ゆ（症状固定）し、損害範囲が明確になった時点で行うこと。（これはあくまでも正式な示談締結という意味で、過失割合等についての示談交渉は災害発生時から速やかに行うこと。）

3 示談書の作成

- ① 示談内容は必ず書面にすること。
 - ② 「一切の損害賠償として〇〇円支払う。」といった示談ではなく、「治療費〇円、慰謝料〇円、休業損害〇円」など、損害賠償の内訳を明確にした形で示談をすること。
 - ③ 安易に請求権を放棄したり、不利な過失割合で示談しないこと。
 - ④ 後遺症や傷病の再発に関する事項についても、明記すること。
- 【例】 今後、本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件を協議する。
- ⑤ 補償先行の場合には、基金に求償権があること、及び相手方が基金の求償に応じる旨を明示すること。

【例】 地方公務員災害補償基金広島県支部が補償先行している治療費等について、加害者は、当該支部長の賠償請求に応じるものとする。

4 交通事故について

(1) 交通事故の事務処理の流れ

交通事故事案に係るおおまかな事務処理の流れと留意事項は、次のとおりです。

● 事故発生時

① 警察へ届出

- ・けがをしている場合は人身扱いで速やかに届出を行う。(自損事故も同様)
- ・届出がなければ「交通事故証明書」の入手が不可能になり、立証が困難となる。

② 相手方の確認 → 免許証や車検証等で確認する。(できれば携帯電話等で撮影)

- ・相手方の住所・氏名・連絡先
- ・相手方車両が加入している自賠責保険、任意保険の会社名・証明書番号など
- ・相手方車両の登録ナンバー
- ・相手方車両の運行供用者の氏名、住所、連絡先
- ・事故直後には症状がない場合でも、必ず相手方の連絡先は確認しておくこと。(事後に症状が出て、相手方不明となる事案が年間数件発生している。)
- ・相手方が自転車や歩行者の場合でも相手の過失は通常ゼロではないので、必ず相手方の連絡先や個人賠償保険等の加入の有無を確認しておくこと。

※ 自転車や歩行者による対人賠償保険としては、個人賠償責任保険、P T Aが児童・生徒のために加入している保険などがある。

個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などに特約として加入するものやクレジットカードの付加契約として加入するものなどがあり、通常、家族1人が加入すれば、同居の他の家族は補償の対象となる。

したがって、例えば、相手方が児童・生徒の場合はP T A保険に加入していないか、家族が個人賠償責任保険に加入していないか確認すること。

③ 事故発生状況の確認

- ・できれば、携帯電話のカメラ等で事故直後の現場写真や被害状況の写真を撮っておく。
- ・記憶の新しいうちに、現場見取図(信号や標識、停止線の有無、道路幅、見通し等)や事故の経過を記録しておく。
- ・目撃者や協力者が得られれば確保しておく。

④ 医療機関の受診

- ・速やかに医師の診断を受けること。この際、組合員証は利用しないでください。

⑤ 職場への報告

● 療養中

① 認定請求

- ・請求に必要な資料等の整備
- ・示談先行、補償先行の決定
- ・公務災害の認定請求する旨を保険会社に伝えること。

② 出費、交渉記録の記録

③ 相手方との交渉状況を「第三者加害行為現状(結果)報告書」により基金に報告(災害発生日から6か月ごと)

● 治ゆ(症状固定)後

示談又は損害賠償の受領後は、「損害賠償の受領報告書」を基金に提出

(2) 自賠責保険制度について

交通事故による人身損害については、第一次的には、加害自動車に加入している自賠責保険（自動車損害賠償保障法に基づく責任保険又は責任共済）によって賠償されます。

自賠責保険では、被害者に重過失がある場合^(注)を除いて、過失相殺（被害者の過失割合に応じた賠償額の減額）は行われません。また、自賠責保険の支払限度額は、次のとおりとなっています。

区 分	支払限度額等	摘 要
傷 害 に よ る 損 害	最高 120 万円	治療関係費、慰謝料など
後遺障害による損害	最高 3,000 万円～ 75 万円 (等級別)	逸失利益、慰謝料
死 亡 に よ る 損 害	最高 3,000 万円	逸失利益、慰謝料など

(注) 自賠責保険では、被害者に 7 割以上の過失があった場合にのみ、損害額から減額されます。

被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後遺障害又は死亡事故	傷害事故
7 割未満	減額なし	減額なし
7 割以上 8 割未満	2 割減額	2 割減額
8 割以上 9 割未満	3 割減額	
9 割以上 10 割未満	5 割減額	

また、自賠責保険への請求方法としては、「**加害者請求**」（自賠責保険の被保険者（自動車の保有者、加害運転者）が被害者に対し損害賠償を行った後に、その額を限度として保険会社に保険金の支払請求をする方法）と「**被害者請求**」（被災職員が加害者が加入している保険会社に対し、保険金額の範囲内で直接損害賠償額の支払を請求する方法）があります。

被害者請求は、加害者の不誠意のために話合いができない場合や示談がまとまらない場合には有効な手段です。療養費の場合、重過失の場合を除き、120 万円の範囲内であれば、過失割合にかかわらず全額補償を受けることができます。（ただし、補償先行の場合には、基金の了解を得ずに被害者請求をしないでください。）

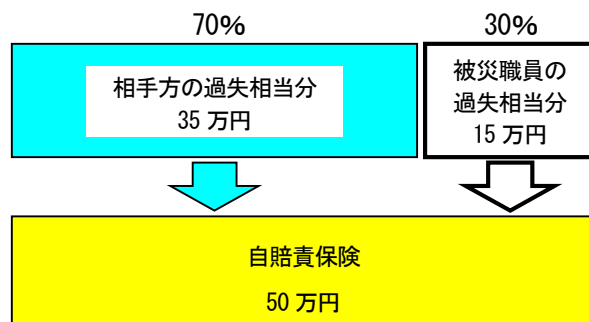
なお、人身損害に係る損害賠償額のうち、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、相手方の任意保険（相手方が任意保険に加入していない場合には、相手方本人）から支払われることになります。

この場合、被災職員の過失相殺により、相手方（自賠責保険＋任意保険等）から治療費など補償対象となる損害の一部が賠償されないときは、その部分については基金の補償によって補填されることになります。⇒【(3) 交通事故の損害賠償例について参照】

被災職員の過失が小さく、損害額がかなり大きい（療養費が 120 万円を超える）場合には、通常、第三者の任意保険会社が対人賠償保険金と自賠責保険金とを一括して支払い、後に当該任意保険会社から自賠責保険に対して自賠責保険分を請求するという手続きがとられます（任意保険の一括払い）。したがって、自動車事故における示談交渉相手は、一般的に第三者の任意保険会社になります。

(3) 交通事故の損害賠償例について

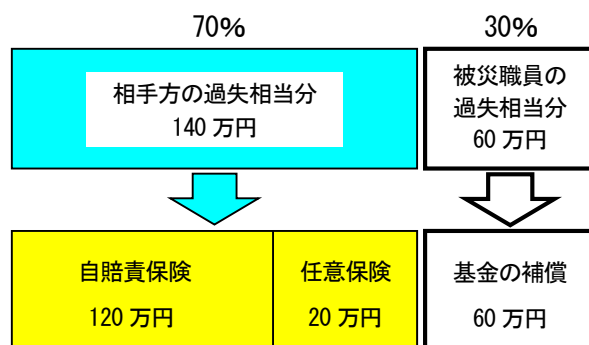
- 【ケース 1】 ○ 被災職員の治療費（療養補償の対象額）→ 50 万円
○ 過失割合 → 被災職員：相手方＝3：7



自賠責保険の支払限度額内（120 万円）であるため、50 万円全額が自賠責保険から支払われます。

示談先行により、基金は支払いに直接関与しません。

- 【ケース 2】 ○ 被災職員の治療費（療養補償の対象額）→ 200 万円
○ 過失割合 → 被災職員：相手方＝3：7

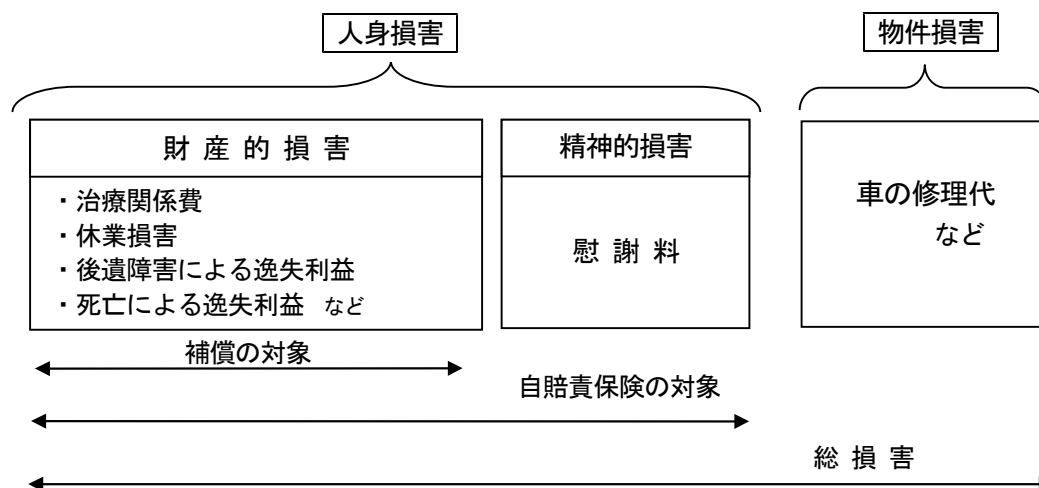


自賠責保険の支払限度額を超えるため、相手方の過失相当分までは任意保険が支払い、被災職員の過失相当分は基金が補償します。

基金が補償先行を行う場合には、基金が 200 万円の補償を行った後、相手方（保険会社）に 140 万円を求償することになります。

※ この例では、慰謝料について考慮していませんが、自賠責保険の一部が慰謝料に充てられた場合は、自賠責保険からの治療費の支払いは 120 万円を下回るようになります。

<参考> 損害の種類と補償対象



(4) 被災職員が加入する人身傷害補償保険について

ア 人身傷害補償保険の特徴

人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という。）とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険の一つですが、対人賠償保険が事故の相手方に生じた損害を賠償するものであるのとは異なり、被保険者自身の人身損害（傷害、後遺障害及び死亡）を填補することを目的とする保険です。

第三者加害事案の自動車事故の場合に、第三者の自動車保険とは別に、被災職員自身の人傷保険からも保険金を受けることができる事案（以下「人傷保険該当事案」という。）について、以下のとおり取扱いに十分注意する必要があります。

イ 人傷保険と基金との関係

人傷保険は被災職員が自ら加入する保険であり、この保険会社は、事故についての損害賠償を負う「第三者」には該当しません。

このため、人傷保険該当事案について基金が補償を行う際、被災職員等が基金による補償と同一の事由についてすでに人傷保険の保険金を受けていたとしても、当該保険金額について基金は免責されず、損害の二重補填の問題が生じることになります。

さらに、人傷保険取扱会社は、保険金を支払うことで被災職員等が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得するため、基金が第三者に対して有する求償権との競合関係が生じることになり、基金の求償権の行使に支障が生じる恐れがあります。

ウ 人傷保険該当事案の把握等

被災職員が同一の事由について重複して損害の填補を受けることがないように、人傷保険の保険約款上も、基金による補填が受けられる場合には、その額を控除して保険金を支払うことになっていますが、そもそも公務災害・通勤災害に該当する事案であることを保険会社が知り得ない場合には、その額が控除されずに保険金が支払われることになり、上記イのような問題が生じることになります。

このため、第三者加害の自動車事故が発生した場合には、必ず被災職員の人傷保険加入の有無を確認し、第三者加害報告書（様式P44～46、記載例P45～47）に記入するとともに、加入している場合には、当該保険会社に対し、基金から補填を受ける予定であること等について情報提供を行う必要があります。

